マイナンバー制度における課題等と提言の関係

別添1

【目的】

行政の効率化

国民の利便性の向上

公平・公正な社会の実現

目的の達成には至らず

【マイナンバー制度の課題】

【A】マイナンバーカードが普及せず

【B】民間における利活用が進まず

【C】地方行政の効率化、利便性向上が進まず

マイナンバーカードには個人番号が記載されている。

業務が二分されている追加業務が発生

業務システムの標準化が推進されない。意欲があっても人材がいない。

【背景となっている事実】

【ア】マイナンバーカードを持つインセンティブがない

【イ】特定個人情報である個人番号の使用には制限・罰則がある

【ウ】地方行政の仕組み・業務がITによる効率化を基本に据えていない

現在、個人番号やマイナンバーカード、地方における行政等における課題が相互に関連し、目的達成の隘路に

提言

【Ⅲ】

5	健康保険証とのワンカード化の早期完了
6	マイナンバーカードとスマートフォンの利活用の両立

【Ⅰ】

1	「特定個人情報」に係る規定の撤廃
2	個人番号の利用目的に係る規定の見直し

【Ⅱ】

3	マイナンバー制度の推進体制の刷新
4	中央政府による地方公共団体の業務プロセスおよびシステムの標準化の徹底

【Ⅳ】

7	マイナンバー制度の目標設定、評価方法の構築

マイナンバー制度導入後のロードマップとその進捗状況

別添2

2015年（H27年）（10月） 2016年（H28年） 2017年（H29年） 2018年（H30年） 2019年（H31年） 2020年（H32年） 2021年（H33年）

マイナンバー

番号の通知

【2016年１月から順次】
マイナンバーの利用開始
・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会）
・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）
・災害対策分野（被災者台帳の作成）

▼【2017年７月から】情報連携の試行運用開始

【情報連携】日本年金機構と未連携

▼【2017年11月13日から】情報連携の本格運用を順次開始

【情報連携】当初853/1,872事務のみ対象

▼【2018年１月から】預貯金口座への付番

【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】
戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置

【マイナンバー法改正】（3年見直し）

改正による新たな取組みにも時間的猶予なし

マイナンバーカード

交付申請受付開始

【2016年１月から】
マイナンバーカードの交付

【マイナンバーカード】交付状況 約1,367万枚、人口対比約10.7%

▼【2016年４月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す

▼【2016年１月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧氏併記等の券面記載事項の充実

【2016年から順次】
公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用

▼【2017年以降】民間サービスにおける利用を推進

▼【2017年９月から】マイキープラットホーム等運用開始
・地方公共団体発行の各種カードの一元化（図書館カード等）
・自治体ポイントの管理（行政ポイント発行、民間ポイントを自治体ポイントに合算・変換）

【マイナンバーカード／公的個人認証】2021年1月から公的個人認証機能の有効期限切れが発生】＝デッド・ライン

【2017年度中】
医療保険のオンライン資格確認システム整備

【2018年度から段階的運用開始】
健康保険証としての利用

【2020年度から本格運用】

マイナポータル

マイナポータルの構築

【2017年から順次、運用開始】

【マイナポータル】利用アカウント数不明（非公表）

▼【2017年1月から】マイナポータルのアカウント開設開始

▼【2017年7月から】マイナポータルの一部サービスを開始
・情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧開始
・子育てワンストップサービスを順次実施

▼【2017年10月から】マイナポータルの機能改善等
・PCログインアプリの利用開始
・スマートフォンでの電子署名の利用開始
・介護、死亡・相続、引越等のライフイベントに関わる手続のワンストップ化を検討

【スマートフォン】2019年度に実装可能？

オンライン資格確認の恩恵を十分に感じる時間的猶予なし

デジタル・ガバメントに関する動き

政府の各種戦略、方針等において、マイナンバー制度をデジタル化の「基盤」として活用することが謳われている。

デジタル・ガバメント推進方針

未来投資戦略2018

デジタル・ガバメント実行計画

デジタルファースト法案　国会提出

その他

被保険者番号個人単位化

マイナンバー訴訟最高裁判決？

内閣府「マイナンバー制度導入後のロードアップ（案）」を経済同友会修正

マイナンバー制度における個人情報の「分散管理」と「情報連携」

別添3

個人情報は各行政機関が保有。「一元管理」ではなく、「分散管理」を実施。

➡

「分散管理」においては、情報提供ネットワークシステムにおいて、個人番号そのものではなく、機関別符号を用いた情報の照会・提供を実施。

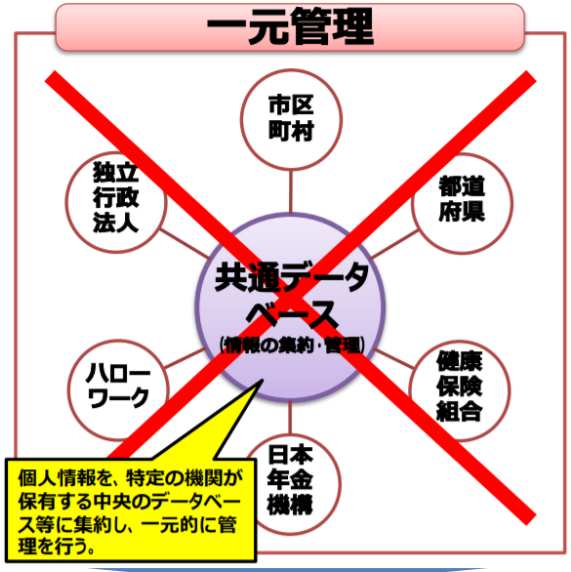

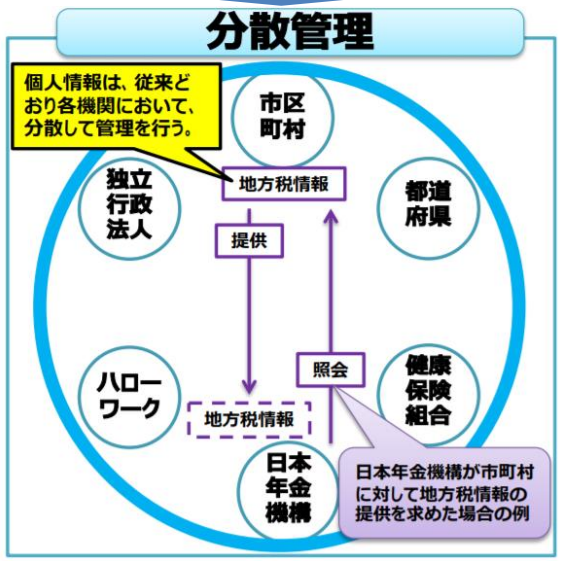

個人番号が漏えいすることにより、それに紐づいて多くの個人情報が洩れるリスクは極めて低く、悪質な名寄せが行われる事態は考えにくい

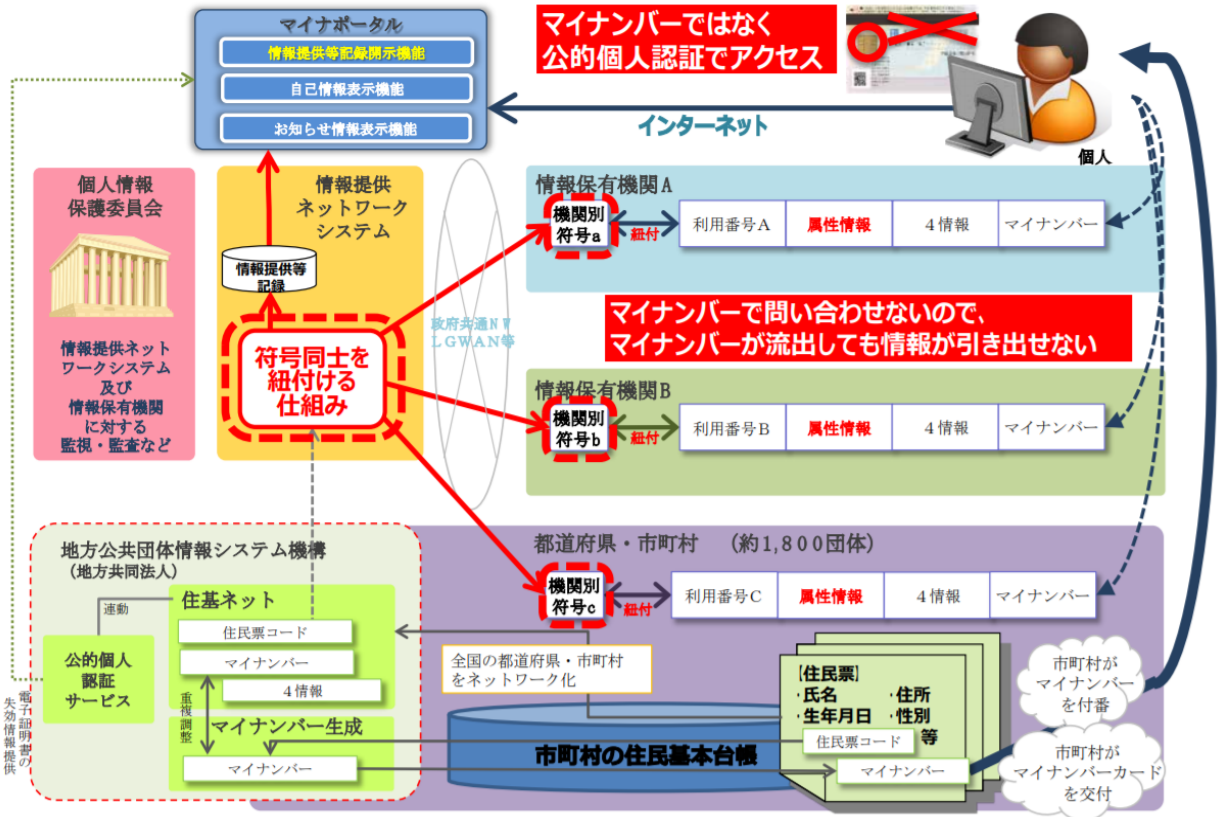

総務省「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料(2017年12月発行)」から抜粋